

建築物石綿含有建材調査者講習

受講内容・受講料

新潟労働局長 登録番号第3号（有効期限：2026年12月22日）

石綿障害予防規則の改正により、事業者は令和5年10月1日以降、建築物の解体又は改修の作業を行うときは、これらの解体等対象建築物について「建築物石綿含有建材調査者講習」修了者に事前調査を行わせなければなりません（石綿障害予防規則第3条第4項、令和2年7月27日厚生労働省告示第276号）。

学科 2日間

受講区分・時間	受講料※1.	受講時間
A 一般 11H 一戸建て等を含む全ての建築物の調査	34,980 円	1日目 学科 9:00～16:40 2日目 学科 9:00～17:20 (修了考査時間を含む)

※1.受講料は消費税・テキスト代(5,280円)込

受講資格	
1	石綿作業主任者技能講習を修了した者
2	学校教育法による大学(短期大学を除く)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
3	学校教育法による短期大学において、建築に関する正規の課程、相当課程(夜間に授業を行うものを除く)を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
4	学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者
5	学校教育法による高等学校において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者
6	建築に関して11年以上の実務経験を有する者
7	その他、建築・環境・労働行政の職員として一定の職務に従事した経験を有する者等(詳細は「参考」をご確認下さい。)

【全員】アップロードするためにご用意いただく必要書類等のファイル

- 写真 縦撮り 胸から上部 脱帽 背景無地 3か月以内撮影 JPEG画像
- 本人確認書類 自動車運転免許証等のファイル
- 振込書 2件以上の受講料を同時に振込みの方は入金備考に入力してください。

【下記に該当する方】アップロードするためにご用意いただく必要書類等のファイル

- 事業所証明(従事年数等) 下記※2.【事業所証明(従事年数等)】受講資格が2～7
- 受講資格の証明書 (受講資格が1又は7)
- 卒業証明書又は卒業証書 (受講資格が2～5)
- 外国籍の方 「在留カード」又は「パスポート」のファイル
- 旧姓又は通称の併記を希望する方 旧姓を使用した氏名の場合…戸籍謄本、旧姓併記の住民票、旧姓が記載されたマイナンバーカード表面(自動車運転免許証等(ファイル)で分かれば不要) 通称の場合…住民票又はそれに類する証明書

振込先口座一覧表

振込先

第四北越銀行 県庁支店

普通預金 1242612

口座名義 (一社)新潟県労働基準協会連合会

シャ. ニイガタケンロードウキジュンキョウカイレンゴウカイ

※振込手数料はご負担願います。
※納付された受講料は原則としてお返しいたしません。

※2.【事業所証明(従事年数等)】

1～7の該当する受講資格の番号を○で囲って下さい。

受講資格

- 1 石綿作業主任者技能講習を修了した者
- 2 学校教育法による大学(短期大学を除く)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
- 3 学校教育法による短期大学において、建築に関する正規の課程、相当課程(夜間に授業を行うものを除く)を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
- 4 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者
- 5 学校教育法による高等学校において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者
- 6 建築に関して11年以上の実務経験を有する者
- 7 その他、建築・環境・労働行政の職員として一定の職務に従事した経験を有する者等(様式第1号-2裏面「参考」の分類7受講資格要件の a から f の 6 種類につき確認下さい。)

1～7の詳細と添付書類は「参考」の書面で確認下さい。

証明欄

受講資格にかかる業務の

氏名 _____ は

実務経験年数

上記資格及び左記実務経験年数のとおり相違ないことを証明します。

()年

年 月 日

(事業場名)

*受講資格1 は記載不要

(代表者職・氏名)

印

「参考」受講資格要件の詳細および証明書等提出書類の一覧

分類	受講資格要件	申請書に添付する書類等 ※添付書類に記載されている氏名が異なる場合は、変更の事実が確認できる(新旧の氏名が記載されている)戸籍抄本等を添付	事業者証明 (受講資格にかかる業務の実務経験年数の証明)
1	石綿作業主任者技能講習を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し ※ 受講当日に原本を持参	不 要
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書(原本) 又は 卒業証書(学位記)の写し ※ 受講当日に原本を持参	建築に関する実務経験年数の証明 (受講申込書の証明欄に記載)
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。4において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者		
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者(3に該当する者を除く。)		
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者		
6	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者		
7	a 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	特定化学物質作業主任者技能講習修了証の写し ※ 受講当日に原本を持参	業務に関する実務経験年数の証明 (受講申込書の証明欄に記載)
	b 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	不 要	行政機関による当該業務の実務経験証明書
	c 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者		
	d 産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者		
	e 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者		
	f 作業環境測定士(第一種及び第二種)であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者		